



官公需・知的財産権の 取り扱いの明記について

Question



とある地方公共団体から行政事業のPRパンフレットの作成を依頼されました。依頼された部数を納品したまでは良かったのですが、後日、パンフレットのデータも提出するように迫られました。理由を聞くと、想定より配布部数が多くなったため、(いわゆるネット印刷含めて)手づから印刷したいからだそうです。仕様書、契約書にはデータを納品する旨明記されていませんが・・・担当者に悪気はないと思いますし、お付き合いもありますのでやんわりと断りたい、できれば追加発注して頂きたいのですがどうすればいいのでしょうか？

Answer

今回のお話を伺う限り、全日本印刷工業組合連合会が『大きく変わる知的財産権の取り扱い』にて示しているとおり、「著作権の譲渡により、印刷用データ等の中間生成物の所有権も発注者側に当然に譲渡されるという錯誤」や「発注者が経費を負担して成果品を作成するのだから、印刷用データ等の中間生成物も発注者に所有権があるという誤解」があるという、「官公需印刷発注独特の商取引」を引用しても良いかもしれません。そして、この考え方に加えて、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」をお伝えしてはいかがでしょうか？

いわゆる「官公需」については、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律により、前述の基本方針が示されています。この基本方針は、地方公共団体に直接適用されるものではないですが、「少なくとも同じ方向に進むよう努力する」というものになっています。その基本方針の中に「知的財産権の取り扱いの明記」という項目があります。簡単にご説明すると、知的財産権が関係する場合は「書面で明確に」「価値に留意し」「(二次的利用できるよう) ひな形を活用しよう」という内容です。

知的財産権の取り扱いの明記の変遷	
平成24年度	国等は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。
平成29年度	国等は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。 また、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。

令和2年度	<p>国等は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。</p> <p>また、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。</p> <p>その際、契約にあたって、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年法律第81号)第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版パイ・ドール契約の活用を促進するよう努めるものとする。</p>
-------	--

この項目は、平成24年度に盛り込まれて以降、2回、改訂されています。ご相談のようなケースに対応するため明記されていると思うのですが、改訂しなければならないほど、知的財産権の取り扱いが、当たり前になっていない現状があると思います。

そこで地方公共団体のご担当者の方には、「知的財産権の取り扱いの明記」の内容についてお伝えして、発注者・受注者が「より良い官公需」を目指すということ、を、「知的財産権」という観点に加えて、今回のデータ提出について配慮して頂けないかご説明されてはいかがでしょうか？

※後日、本会より地方公共団体のご担当者とお話し、配慮にご理解頂け、追加で発注されることとなりました。本会では、官公需総合相談センターを設置しておりますので、お気軽にお問い合わせください。また、例年、官公需確保対策地方推進協議会にて、本会の官公需施策の推進に関する取組みをご紹介します。

詳しくは中小企業庁WEB：官公需施策より『「令和2年度官公需確保対策地方推進協議会」の開催について』をご参照ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/kai/chihou_suishin/index.html